

2024年7月16日

## 【投資信託・公共債】報告書面の電子交付化について

常陽銀行は、このたび、お客さまの利便性向上や、紙の使用量削減による森林保全を目的に、一部のお客さまの投資信託・公共債に関する各種報告書面を郵送交付から電子交付に変更しますので、下記のとおりお知らせいたします。

記

### 1. 電子交付に変更となるお客さま

以下の(1)かつ(2)に該当するお客さまが対象です。(2024年6月30日基準)。

(1)「常陽バンキングアプリの利用がある」または「アクセスジェイをご利用中かつ投資信託口座の登録がある」

(2) 上記サービス内でメールアドレスの登録がある\*

\*両サービスをご利用中の場合、アクセスジェイにメールアドレスを登録済であることが(2)を満たす条件となります。

### 2. 電子交付への変更日

2024年9月3日(火)\*

\*変更日以降、投資信託・公共債に関する報告書は電子交付いたします。(お客さまのお手続きは必要ございません)。電子交付対象となる書面は[こちら](#)をご参照ください。

### 3. 電子交付書面の確認方法

常陽バンキングアプリ、またはアクセスジェイからご確認いただけます。ご確認方法の詳細は「別紙1」をご参照ください。

### 4. 利用規定の改定

本件に伴い「別紙2」のとおり各種利用規定を改定いたします。

### 5. 郵送交付の継続方法(ご希望者さまのみ)

上記2の「変更日」以降に、常陽バンキングアプリまたはアクセスジェイの「電子交付サービス」メニューから「郵送交付」の変更登録をお願いします。変更方法は[こちら](#)をご参照ください。

以上

## 【別紙1】電子交付書面のご確認方法（スマートフォン）

※電子交付サービスの詳細やパソコンでのご確認方法は[こちら](#)ご参照ください。

- ①常陽バンキングアプリまたはアクセスジェイからインターネット投資信託にアクセス

### 常陽バンキングアプリ

マイページ>運用資産>明細照会・取引をするをタップ

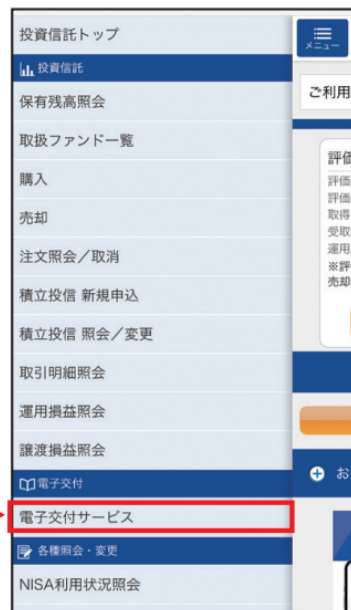
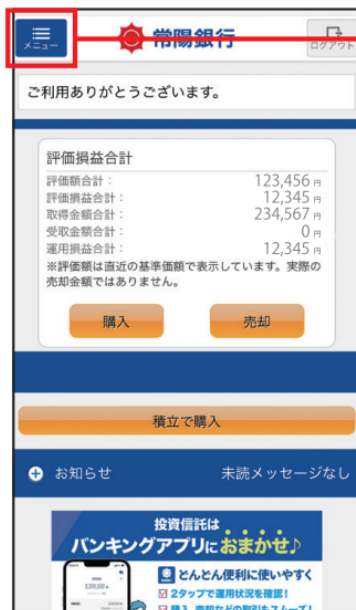


### アクセスジェイ

ログイン後に「投資信託」をタップ



- ②インターネット投資信託で、メニュー> 電子交付サービス をタップ



## 【別紙 2】 利用規定の改定内容

### (1) 投資信託取引報告書等の電子交付サービス利用規定（2024年9月3日付け）

改定前	改定後
<p>3. 利用条件</p> <p>当サービスのお申込には、常陽ダイレクトバンキング「アクセスジェイ」をご契約のうえ投資信託口座を関連口座として登録いただく、または「常陽バンキングアプリ」をご登録いただくことが必要です。</p> <p>公共債に関する対象書面の電子交付については、投資信託口座をお持ちのお客さまで、当サービスのお申込をされているお客さまのみが対象となります。</p>	<p>3. 利用条件</p> <p><u>以下いずれかに該当する場合、お客さまが特段の<u>手続きを行わない限り当サービスを利用するものとし、当行は原則として前記 2. の通知状等の郵送を行いません。</u></u>（注 1）</p> <p>(1) 常陽ダイレクトバンキング「アクセスジェイ」のご契約者かつ投資信託口座を関連口座として登録されている</p> <p>(2) 「常陽バンキングアプリ」をご登録されている</p> <p>なお公共債に関する対象書面の電子交付については、投資信託口座をお持ちのお客さまで、上記 (1) または (2) に該当する当サービスのお申込をされているお客さまのみが対象となります。</p>
<p>6. 利用開始時期等</p> <p>当サービスの申込を当行が受理し、システム登録の完了（申込日の 2 営業日後）後に作成される前記 2. の書面が当サービスでの電子交付の対象となります。報告書等の作成日は、お取引内容や報告書等の種類により異なります。</p> <p>システム登録の完了時点で、インターネット投資信託サービスにアクセスされたことが無い場合、インターネット投資信託サービスへの初回アクセス後から、電子交付が開始されます。</p>	<p>6. 利用開始時期等</p> <p>お客さまが上記 3. の利用条件を満たした日の 2 営業日後以降に作成される前記 2. の書面が、当サービスでの電子交付の対象となります。報告書等の作成基準日は、当行ホームページに掲載します。</p> <p>システム登録の完了時点で、インターネット投資信託サービスにアクセスされたことが無い場合、インターネット投資信託サービスへの初回アクセス後から、電子交付が開始されます。</p> <p>なお、<u>当行における個別のシステム登録等により、<u>上記初回アクセス前から、電子交付が開始される場合</u>がございます。</u>（注 2）</p>

注 1) 郵送交付をご希望の場合は、変更登録が必要になります。変更方法は[こちら](#)をご参照ください。

注 2) 本件対象の方は、インターネット投資信託の初回アクセス前の場合も、電子交付となります。

(2) 常陽ダイレクトバンキング「アクセスジェイ」利用規定（2024年8月19日付け）

改定前	改定後
<p data-bbox="260 409 780 472">第 25 条 投資信託取引報告書等の電子交付サービス</p> <p data-bbox="260 488 780 595">投資信託取引報告書等の電子交付サービスのご利用については、「投資信託取引等の電子交付サービス利用規約」の定めに従うものとします</p>	<p data-bbox="809 409 1358 472">第 25 条 投資信託取引報告書等の電子交付サービス</p> <p data-bbox="809 488 1358 752">投資信託取引報告書等の電子交付サービスとは、法令により投資信託取引に関して当行からお客さまへの交付が義務付けられている取引報告書等の書面を、「書面での交付（郵送）」に代えてウェブサイト上（インターネット投資信託サービス）において「電子書面（PDF ファイル）で交付し閲覧できるサービス」です。</p> <p data-bbox="809 768 1358 985">インターネット投資信託サービスへの初回アクセス以降は、投資信託に関する取引報告書等を電子交付とさせていただきます（郵送交付は行いません）。本利用規定に定めのないものは「投資信託取引報告書等の電子交付サービス利用規定」に従うものとします。</p>

以 上